

# 緑の保全・創造に向けた課税自主権の 具体的活用に関する意見（中間整理）

平成 20 年 6 月  
横浜市税制研究会

# 目 次

中間整理にあたって	1
1 横浜市を目指す緑施策の概要	2
(1) 緑をめぐる状況	
(2) 横浜市を目指す緑施策	
2 課税自主権の具体的活用に関する意見（中間整理段階）	4
(1) 基本的考え方	
(2) 新たな税の検討	
(3) 施策誘導を目的とした税負担の軽減	
(4) 市民の理解と参画	
3 今後の課題	12
(1) 緑施策案の策定	
(2) 新税以外の方法による財源確保	
(3) 課税手法の詳細検討	
(4) 税負担軽減策の詳細検討	
(5) 市民の理解と参画の仕組みづくり	
資料 1 横浜市税制研究会の活動状況	
資料 2 横浜みどりアップ計画の基本的な枠組に基づいた新規・拡充すべき施策	

## 中間整理にあたって

横浜市税制研究会では、昨年8月以降、横浜市の緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用をテーマに、7回にわたり検討を行ってきた。

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。特に、市民に対して標準以上の税負担をお願いする場合には、既存の税負担によってまかなう施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点について、より詳細な説明を市民に行う必要がある。

このような考え方のもと、本研究会では、環境創造審議会からの提言等を受けた市の施策案、追加必要財源額の試算状況等について説明を受けながら、税としてどのような貢献が可能か、課税自主権の活用方策について、新たな市民負担となる新税の創設をも視野に入れた検討を行っている。

当初の予定を超え検討を継続しているが、これもすべて慎重な検討を心がけているためであり、最終報告までにさらに熟慮を加えていきたいと考えている。

税の検討は以上の状況にあるが、市の施策案に市民意見を反映させるための市民1万人アンケートが実施され、また今後、市民向けのシンポジウム等の取組も予定されるなど、幅広い議論が行われることが期待される。

そこで、これらの動きに合わせ、新たな市民負担を含めた検討の状況を参考にしていただけるよう、最終報告に先立って本研究会の課税自主権活用に関する意見を中間的に整理することとした。

今後、さまざまな機会を利用して幅広く市民の意見を議論に反映させつつ、最終報告をとりまとめてゆくことにしたい。

平成20年6月5日

横浜市税制研究会

座長	青木	宗明
委員	加藤	秀樹
委員	金澤	史男
委員	柴	由花
委員	田谷	聡
委員	望月	正光

## 1 横浜市の目指す緑施策の概要

### (1) 緑をめぐる状況

横浜市は大都市でありながら、緑（樹林地・農地等）に被われた豊かな環境が残されている。

これまで、樹林地については、「特別緑地保全地区」などの国の制度や、「市民の森」、「緑地保存地区」など市独自の制度、農地については、「農地法による土地利用規制」や「相続税納税猶予」などの国の制度や、「農業専用地区」、「恵みの里」などの市独自の制度を活用し、市内の緑の保全に努めてきた。

しかしながら、近年の開発の実施等に伴い、緑の総量は減少を続けており、昭和 50 年（1975 年）には 45.4% あった緑被率が、平成 16 年（2004 年）には 31.0% と 30 年間で約 14 ポイント減少し、現在も、毎年、日産スタジアム 15.5 個分にあたる約 100ha の樹林地・農地が失われている。

既存の緑の多くは、民有地に依存しており、今、残っている緑は地権者の負担と努力によって維持されてきたものだが、相続対応や維持管理費負担、高齢化・後継者不足など多くの課題がある。地権者の努力だけでは守り続けられない状況になっており、このままでは、さらに緑が減少していくことが想定されている。

### (2) 横浜市の目指す緑施策

このような中で、横浜市では、平成 18 年に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定し、「豊かな自然環境と都市活動が持続的に共存できるまち」を目指していくこととした。

そして、平成 37 年までを目標年次とする「横浜市水と緑の基本計画」及び横浜市中期計画に位置づけられた「横浜みどりアップ計画」において、緑被率 31% の総量の維持・向上を掲げ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承していくための取組を進めていくこととしている。

具体的には、昨秋実施された市街化調整区域の農地・樹林地所有者に対するアンケート結果や、環境創造審議会からの提言

に基づき、地権者にできるだけ緑を維持してもらうことができるような支援の実施や、相続等やむをえない場合の一定の買入れ、緑化の推進、市民共有の財産として緑の価値を高め、市民利用の促進を図るための維持管理水準の向上等が検討されている。

このような新たな施策を進めていくために、あくまで現時点における一つの試算であるが、概算で年間約 150 億円（用地買入費用について、水と緑の基本計画期間中の事業費総額を計画期間で割り戻すなどして算出）の事業費を必要とし、平成 20 年度関連事業予算額との対比では、114 億円程度の増嵩になるものと見込まれている。

横浜市の緑をめぐる状況及び目指す緑施策の概要は以上のおりであるが、横浜市は、首都圏の好条件の立地環境にあって強い開発圧力にさらされており、かつ、緑の多くが民有地に依存している。このような大都市横浜において、緑を守り続けることの困難さと緑を保全・創造していくことの重要性について、アンケートによる意見やシンポジウムなどをはじめとする幅広い議論を踏まえた上で、横浜みどりアップ計画の施策・事業費を具体化していく必要がある。

## 2 課税自主権の具体的活用に関する意見（中間整理段階）

### （1）基本的考え方

緑の保全・創造に向けた施策として、規制や補助・支援など、多様な手法を検討していく必要があるが、これらの手法の一つとして、課税自主権を活用し、緑の保全・創造に貢献していくことが考えられる。それぞれの手法の長所をバランスよく組み合わせていくなかで、税の担うべき役割や具体的活用方策を考えていくことが重要である。

そのような前提に立っただうえで、課税自主権の具体的な活用方策としては、①施策に必要となる財源確保に向けた新税（既存法定税目への超過課税、法定外税）、②税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）、③施策誘導を目的とした税負担の軽減が考えられる。

課税自主権の活用方策としては、新税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットで実施していくことが適当である。

また、課税自主権の活用にあたっては、いうまでもなく市民の理解と納得が欠かせない。したがって、税の使い方や効果等に関して継続的にフォローアップしていく市民参画の仕組みについても、あわせて議論を行っていくことが重要である。

このような基本的考え方に立ち、課税自主権の具体的な活用方策と市民参画の仕組みについて、次のとおり中間的な整理を行った。

### （2）新たな税の検討

#### ア 財源確保に向けた新税の検討

##### （ア）標準的な公共サービスとの関係

標準的なサービスは、既存の税負担によってまかなわれるのが原則であり、財源確保のために新たな負担を求めるためには、市民ニーズに対応した横浜市固有のサービスなど、標準的なサービスを越える事業を行っていくという前提が必要となる。

そこで、新税の可能性について見てみると、先に触れた

ように、横浜市は大都市でありながら、緑に被われた豊かな環境が残されている。これは横浜市の特徴であり、かつ魅力である。過去に行われた市民アンケート等の結果から、市民も、大都市における生活の利便だけでなく、豊かな緑のある良好な生活環境の維持に対する意向（ニーズ）をあわせて持っていることが明らかになっている。

しかし、横浜市は、首都圏という巨大都市圏の中で、とりわけ好条件の立地環境にあることから、非常に強い開発圧力にさらされており、豊かな緑は、年々大きく減少し続けている。

横浜市は、こうした市民の意向に応え、緑豊かなまち横浜を次世代に継承していくため、今後、「横浜みどりアップ計画」等で既存の緑施策を大きく拡大（量的・質的）していこうとしており、その実現には大きなコストを要することが想定されているところである。

こうした状況を踏まえれば、横浜市が行おうとしている緑施策にかかる事業費は、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超えた水準のコストであるといえ、新たな負担を求める場合の理由等についてわかりやすく示したうえで、広く市民の理解と納得をえて、新たな負担をお願いしていくことも十分可能であると考えられる。

#### **（イ）課税手法の選択 ～市民税（個人・法人）均等割超過課税**

課税手法の選択にあたっては、実現しようとする施策によってどのような対象に受益が及ぶか、特別な原因関係を有する対象があるかといった点を踏まえ、受益や原因に対応した課税手法を選んでいく必要がある。

特に、特定の行為等を捉えて、一部の納税義務者に税負担を課していく場合は、目的に照らして、手段として税によることが適当であるかどうか、十分に検討していく必要がある。

##### **a 受益との関係に基づく課税手法の検討**

そこで、まず、受益との関係について見てみると、憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO2 吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、その価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくと考えられる。

このような点を考慮すると、新たな負担を検討する場合の手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担をお願いしていく方法によることがふさわしいと考えられる。

なお、市民税（個人・法人）均等割への超過課税に関しては、神奈川県の水源地を保全・再生するための個人県民税（均等割・所得割）超過課税（いわゆる水源地環境税）との関係や、横浜市が行っている法人市民税（法人税割）超過課税との関係整理が必要となる。

そこで、まず、県の水源地環境税について見ると、これは、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるものであり、横浜市の緑地保全に対する活用（交付金等）はなく、市が検討している超過課税との重複はない。

また、市の法人市民税超過課税について見ると、これは、都市基盤整備や地震防災対策に向けた負担として、道路橋梁整備や公共建築物の長寿命化等に活用されているが、法人税割のみに適用されており、実際の納税者も、全体の2%程度（平成18年度実績）である。

こういった点を考慮すると、二重課税や加重課税にあたるものではないと考えられる。

## **b 特別な原因関係に基づく課税手法の検討**

緑の減少を伴う開発事業は、緑減少の直接的な原因で

あると考えられることから、広く市民の方々に負担をお願いしてゆくこととの釣り合いを考えれば、特別な原因関係に着目し、開発事業に向けた一定規模以上の緑の伐採に対して法定外税として一定の負担を求めることができないかを検討する必要があると判断した。

そこで多方面から慎重な審議を行ったが、汚染物質の排出に対する対策のような場合と異なり、緑を減少させること自体を原因として直ちに税負担を求めることには法律上様々な課題があり、またこのような税は、既存の開発には課税されず、むしろこれまで緑の保全に協力してきた方々が持つ土地に限り課税されることとなることから、公平性の点でも課題が残るとの結論となった。

## イ 税制自体のインセンティブを活用した新税の検討

緑の伐採に対する新税は課題が残るとの結論となったが、一方で、緑減少を伴うものに限らず、すべての開発事業などを対象として、緑化拡大効果が生じる法定外税を設けていくことはできるのではないかという意見があり、次のような案について議論を行った。

### (ア) 法定外税案

#### a 趣旨

緑被率の維持・向上に必要な緑化率による緑化面積を下回る開発に対し、実際の緑化割合に応じた一定の税負担を求めるとともに、これを超える緑化に対しては補助金を交付することにより、開発事業における緑化を推進する。

#### b 具体的な税制の形態

(a) 現行の「横浜市の開発事業の調整等に関する条例」等で、土地の用途ごとに設定されている緑化率（以下「規制緑化率」という。）を上回る緑化率を設定（以下「誘導緑化率」という。）。

- (b) 誘導緑化率は、緑被率の維持に必要な水準を設定（例：規制緑化率＋10％）。
- (c) 各開発事業を対象に、誘導緑化率に基づく緑化面積と実際の緑化面積との乖離面積を対象に課税。
- (d) 誘導緑化率を超える緑化を行った場合は、この税によってえられた税収を原資として、補助金を交付。

### c 案の評価

市民に広く薄く負担をお願いする一方で、緑被率の維持・向上に必要な緑化率を誘導していくためにインセンティブ税制を仕組んでいくことは、横浜らしい税制の一つのアイデアとして重要であり、存在意義は極めて高いと考えられる。

しかしながら、そもそも、法で求められる水準を超えて負担を求めるのが適切かどうかという課題がある。

さらに、課税技術的にも、課税標準や税率をどのように設定していくのか、また、あくまで開発時課税であり、後々の緑の伐採等にどう対処していくのかといった課題がある。

以上から、具体的なインセンティブ税制について成案をうるには至らなかった。

### ウ 新たな税の検討に関する中間整理

これら多くの観点から検討を慎重に行った結果、新たな税を創設するならば、市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担をお願いしていくのが適当であろうとの結論に至った。

## (3) 施策誘導を目的とした税負担の軽減

### ア 基本的考え方

特定施策誘導手法としては、守秘義務の関係で個別の軽減額を公表できない税負担の軽減よりも、補助金の方が透明性の点で優れている。

したがって税負担の軽減という手法は、安易に多用すべきではなく、限定的な手法として活用すべきである。具体的には、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、①補助金と比較してより効果があがるような場合や、②補助金の効果をより促進していくために補助金とあわせて活用していく場合に限定して行っていくことが適当である。

## イ 具体的活用方策

横浜市では、既に、緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された緑地（市民の森、緑地保存地区等）について、固定資産税・都市計画税を全額減免する措置を講じている。

指定緑地の拡大が課題となっているが、当該減免措置は大きなインセンティブとなりうるものであり、広く周知を進めていくことで、緑地指定拡大につながっていくものと考えられる。

この他、身近な緑化を更に促進していくため、建築行為等の際に一定基準以上の緑化を行った場合に助成等とあわせて固定資産税・都市計画税を軽減していくことや、道路沿いに一定の植樹帯を設けて緑化した場合に軽減を行っていくことが考えられる。また、広く市民と緑のふれあいの場として活用される土地に対して軽減を行っていくことも考えられ、これらによって、緑の保全・創造に寄与していくことが可能である。

## （４）市民の理解と参画

### ア 基本的考え方

新たな負担を求める場合は、市民の理解と納得がえられるかどうか極めて重要であり、特に、緑の保全・創造は、行政だけでできることではなく、市民の強い支持をえるとともに、市民の参加・協働がない限り、そもそも成り立っていないと考えられる。

横浜市では、40年以上も前から、緑の保全・創造に向けた

取組を広く支えていくため、市民・企業・NPO などによる環境活動等、多様な主体の参加と協働の取組の推進を掲げてきた。例えば昭和 46 年（1971 年）に創設された横浜市独自の「市民の森制度」は、乱開発によって失われつつある緑の保存を図るため、土地所有者の理解と協力により保全されてきた緑地を市民に広く開放し、市民による「愛護組織」でその管理を行っていかうとする画期的な制度で、後の都市緑地法の市民緑地制度の前身となったものである。このように、横浜では早くから市民との協働による取組が盛んに行われてきた。

今回、緑の減少に歯止めをかけ、かけがえのない環境を将来へ引き継ぐことを目的とした新たな負担を市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要である。そのためには、施策そのものへの市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要である。

## イ 具体的取組

今後予定されているシンポジウムなどを活用した様々な議論を通じ、市民に緑の重要性と新たな負担の必要性について理解していただき、市民の合意形成につなげていくことが重要である。

また、新たな税を緑の保全と創造にとって真に意義あるように使っていくための仕組みが重要である。

そこで、新たな税収を既存の税収と分けて使い方を明確化するとともに、税収が緑の保全と創造に適切に使われていくため、市民の参画により直接的に市民の声が施策に反映され、市民にとってもいっそう関心が高まるような仕組みづくりが必要である。具体的には、公募市民、関係団体、外部有識者等をメンバーとする会議を設置し、事業効果の検証、施策の点検、今後の計画への提言、さらなる市民協働や意識啓発に

向けた検討等を行うことが考えられる。また、この会議運営に際しては、例えば、緑の保全・創造に係る活動を行っている市民や団体が参加できる会議等を区と連携して開催し、区や地域レベルにおけるニーズ・関心・具体の活動を汲み取るなど、大都市横浜においてもきめ細かな取組となるよう検討する必要がある。

### 3 今後の課題

今後、次のような課題を整理したうえで、最終報告を行っていくこととする。

#### (1) 緑施策案の策定

先にも触れたように、あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、どのような施策を行うかが重要である。特に、市民に対し、市民税均等割超過課税によって標準以上の税負担をお願いする場合には、既存の税負担によってまかなう施策を超えて、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点を明らかにしていく必要がある。

緑の多くが民有地に依存しており、相続や維持管理、後継者不足などにより緑を守っていくことが困難である現実を踏まえるとともに、アンケートにおける意見やシンポジウムなどをはじめ幅広い議論を踏まえながら、横浜みどりアップ計画の施策・事業費の具体化を図る必要がある。

#### (2) 新税以外の方法による財源確保

新たな市民負担について理解と納得をうるためには、まず、既存の投資的な事業の振替や更なる事務事業費の見直しによる財源捻出に加え、寄附の拡充等による新たな財源確保といった内部努力が必要である。これらについて十分検討を行ったうえで、新たな負担を求める場合の理由等について、市民の納得がえられるよう、わかりやすく示していく必要がある。

#### (3) 課税手法の詳細検討

##### ア 市民税均等割超過課税を行う場合の具体的な税率の設定

先に見たとおり、横浜みどりアップ計画の新規・拡充施策の概算事業費として、年平均約 150 億円という試算があり、平成 20 年度関連事業予算額との対比では 114 億円程度の増嵩となる。この財源としては、国費や市債(将来的には償還に留意する必要がある。)などの特定財源のほか、一般財源として

は、3分の1程度（約38億円）が想定されると説明されている。

仮に、これらの全てを市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の超過負担額は、概ね1,300円程度、法人は規模等に応じた均等割額の13%程度（6,500円～390,000円）になると試算される（先行他県で多く実施されている個人・法人間の税率設定状況を基に試算。）。

もちろん、これは、現時点の試算状況を前提に、必要とされる一般財源を全て市民税均等割超過課税によってまかなうことと仮定した場合の試算にすぎない。

今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画の施策・事業費の具体的な検討を進め、それに必要な財源を整理するとともに、先ほど触れた新税以外の方法による財源確保努力を尽くしたうえで、詳細に検討していくことが必要となる。

さらにいま一つ重要な点として、市民税均等割の税率については、こうした財政上の必要性だけで決定できるものではなく、すべての市民（一定の低所得者を除く。）が所得の多寡にかかわらず均等に負担するという均等割制度の性格からして、税率の設定には自ずと一定の上限があることを記しておきたい。

こうした点を十分考慮し、今後、市民の負担感に十分配慮したうえで、市民意向を踏まえた税率設定の検討を行っていくことが必要である。

## イ 課税期間の設定

新たな負担を求める場合の課税期間をどのように設定するかについては、緑地所有者に対する長期・継続的な支援という点を重視し、水と緑の基本計画期間中とする考え方と、経済状況や財政状況、市民意向の変化等に対応するため5年程度とする考え方がある。今後、緑の保全・創造に向けた具体

的な事業計画の策定にあわせ、課税期間をどのように設定していくか整理していく必要がある。

#### (4) 税負担軽減策の詳細検討

先に掲げた新たな負担軽減策の具体化に向け、税負担の公平性を損なうことがないような対象範囲の設定や、対象捕捉方法について、詳細な検討を行い、広く市民に受け入れられ、十分な効果がえられる制度を設計していく必要がある。

#### (5) 市民の理解と参画の仕組みづくり

緑の重要性や新たな負担の必要性などについて市民の理解をえるため、アンケートやシンポジウムなどを活用するとともに、多くの市民に伝わるよう、より広く効果的な情報発信を行っていく工夫が必要である。

また、新たな財源について真に意義のある使い方をしていくため、新たな税収と既存の税収とを分ける仕組みを構築するとともに、市民の参画により、直接的に市民の声が施策に反映され、市民にとってもいっそう関心が高まるような仕組みづくりが必要である。

## 横浜市税制研究会の活動状況

- 第1回研究会（平成19年8月2日（木））
- 第2回研究会（平成19年9月11日（火））
- 第3回研究会（平成19年10月31日（水））  
関係局から、緑をめぐる状況やこれまでの取組み等について説明を受け、議論を実施。
- 第4回研究会（平成19年12月25日（火））  
緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関して中間報告をとりまとめ。  
  
（中間報告のポイント）
  - ・ 「あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、まずは政策である」という点を確認。
  - ・ 新たな税負担の導入、税負担の軽減等、課税自主権活用の際留意すべき点等を整理。
- 市内緑地現地視察（平成20年2月8日（金））  
新治市民の森、三保市民の森、川井緑地保全地区、その他斜面緑地等を現地視察。
- 第5回研究会（平成20年3月28日（金））
- 第6回研究会（平成20年4月24日（木））  
関係局から、緑の保全・創造に向けた施策案、追加必要財源額の試算状況の説明を受け、財源確保策の一環として新たな税負担を求める場合の方法として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税や緑の減少を伴う開発事業への法定外税等について議論を実施。
- 第7回研究会（平成20年5月22日（木））  
課税自主権の具体的な活用方策（新たな税、税負担軽減策）、市民参画の仕組み等について議論を実施。  
  
中間的整理案について議論を実施。

■ 樹林地をまもる

相続対策

相続税への  
対応策の強化

維持管理の  
支援

小規模な  
樹林地の施策  
の充実

日常の  
維持管理負担  
を支援

市民の  
理解と  
協力

市民の理解と  
協力、協働を  
進める施策の  
拡充

**国への制度要望の追加**

物納緑地等の新たな保全制度の創設等の働きかけ

**緑地保全制度の拡充**

指定面積の引き下げ等の検討など

〈拡〉 指定地の拡大による相続等不測の事態に対応した買入の拡充

概算事業費：約120億円 (H20 予算 約3.1億円)

〈新〉 土地所有者の維持管理の支援と併せて、  
相続税の更なる評価減を適用できる制度の導入を検討

**新たな市民協働による維持管理・利用促進のしくみの創設**

所有者と市民・事業者をつなぐコーディネート機能の創設など

〈拡〉 樹林地の維持管理

〈拡〉 利用促進 (拠点活用、人材育成、環境教育、等)

概算事業費：約9億円 (H20 予算 約2億円)

**よこはま協働の森基金制度の抜本改正**

維持管理も含めて幅広く活用できる基金制度への改正を検討

〈拡〉 基金の拡充

概算事業費：約2億円 (H20 予算 約0.1億円)

**借地公園制度による収穫体験の場の整備・促進**

〈新〉 農作物の収穫体験等の場の整備に借地公園制度の適用  
を検討

概算事業費：約2億円 (H20 予算 ー (新規))

■ 農地をまもる

相続対策

相続税への  
対応策の強化

農業振興  
と  
農地保全

農家が安心して農  
業を続けられるよ  
う支援の実施

担い手の  
育成

高齢化、後継者不  
足などによる担  
い手不足の対策  
を拡充(労働力の  
確保)

**国への制度要望の継続や相続対応のしくみの創設**

納税猶予制度の適用地の拡大に向けた、国への働きかけの強化など

〈新〉 相続税納税資金の借り入れに対する利子補給制度を検討

〈新〉 相続時の農地の公的機関による買い取りを検討

概算事業費：約8億円 (H20 予算 ー (新規))

※農政施策検討会で検討中

**大消費地にある利点を活かし、より収入をあげる農業への支援**

市民が新鮮で安心な農作物を手に入れられる地産地消の促進など

※農政施策検討会で検討中

**農業を手伝ってもらいたい人への支援策拡充**

農作業の受託組織の育成や市民による援農を拡大など

※農政施策検討会で検討中

**農地を耕作できない人への支援策拡充**

遊休農地の貸付の推進、民設の市民農園の設置誘導強化など

※農政施策検討会で検討中

■ 緑をつくる

市街地の  
緑化推進

身近な  
緑の創造

**市街地の民有地や公共施設等の緑化や支援策拡充**

〈拡〉 民有地、公共施設緑化等の拡充 (屋上緑化、壁面緑化等)

概算事業費：約9億円 (H20 予算 約3億円)

※ が新たな施策展開に伴う事業費概算の内訳 合計約150億円

(参考) H20 予算 約36億円 対H20 予算増高分 約114億円

※ 概算事業費は、単年度あたりの事業費で、用地の買入れ費用については、水と緑の基本計画期間中(21年度~37年度)事業費総額を計画期間(17年)で割り戻したものです。また、現時点では試算値ですが、今後の施策の具体的な検討を踏まえ、事業費については7月頃を目途にとりまとめます。